

箕輪町荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地の耕作放棄地及び条件不利地を再生及び解消する作業を行う町内農業者に対し、経費の一部を補助し、荒廃農地の発生防止及び農地の利活用を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定める。

(1) 耕作放棄地 箕輪町農業振興地域農用地区域内であって、補助金申請前年の耕作放棄地全体調査で1号遊休農地又は不作付農地に該当した農地

(2) 条件不利地 箕輪町農業振興地域農用地区域内であって、未整備、不整形である若しくは乗用型農業機械の利用が困難である農地

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、農業経営者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に住所を有する個人、町内に本店を有する法人又は集落営農組織

(2) 同一世帯員も含め町税等に滞納がない者。ただし、法人にあつては、当該法人として町税等に滞納がない者

(補助対象事業等)

第4条 補助金の対象事業、金額は別表のとおりとする。ただし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助を受けようとする者は、箕輪町荒廃農地等利活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(補助金実績報告及び交付請求)

第6条 補助対象者は、対象事業が完了したときは、当該完了日から起算して30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに箕輪町荒廃農地等利活用促進事業補助金実績報告書兼交付請求書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助対象者が偽りその他不当な手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、返還させることができる。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助金額
耕作放棄地再生作業 (重機を用いて行う作業)	事業費の1/2以内 上限額20万円

耕作放棄地再生作業 (雑木、雑草等の除去、整地、耕起作業)	25,000円/10a 対象は現況面積(1a未満切捨)
条件不利地解消作業 (ほ場の整地作業)	25,000円/10a 対象は現況面積(1a未満切捨)